

令和7年4月より月単位の週休2日工事で発注します

～休日の「質の向上」について～

さらなる週休2日のとれる現場環境整備のため、令和7年4月より、月単位の週休2日工事として発注し、休日の「質の向上」を図ります。

【週休2日工事の取組方法】

- (1) 対象工事は、令和7年4月1日以降に契約する工事で、それ以前に契約した工事については旧要領によるものとします。
- (2) 対象工事は、工事名の末尾に”（週休2日）”と表記されます。【改正なし】
- (3) 対象工事では、可能な限り「月単位の週休2日」を目指すこととし、休工取得計画表を監督員へ提出します。
- (4) 当初設計において、月単位の週休2日達成の経費を計上します。未達成の場合は経費を変更します。

【要領改正のポイント】

- (1) 月単位の週休2日の補正係数新設
- (2) 通期の週休2日の4週8休の補正係数変更
- (3) 通期の週休2日の4週6休、4週7休の補正係数廃止

【改正対照表】

旧要領

休工状況の 適用区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06



新要領

休工状況の 適用区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	通期の週休2日 未満（補正なし）	通期の週休2日 （4週8休以上）	月単位の週休2日 （4週8休以上）
労務費	廃止	廃止	1.00	1.02	1.04
機械経費（賃料）			1.00	1.02	1.02
共通仮設費率			1.00	1.02	1.03
現場管理費率			1.00	1.03	1.05